平成２３年（フ）第２９５７号
横浜市保土ケ谷区岩井町342番地　岩井ハイツＡ－２、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区岩井町391番地の２
破産者　關　　妙子
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６９号
新潟県長岡市表町４丁目３番地19
破産者　森山　陽二
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３５３号
石川県白山市鶴来水戸町３丁目15番地
破産者　曽賀　準子
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６号
金沢市東力３丁目77番地、従前の住所金沢市泉野町５丁目４番３号
破産者　高輪　博文
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２号
長野県岡谷市南宮２丁目２番25号　サンハイム山岡Ａ102
破産者　新田　尚輝
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４号
長野県諏訪市岡村１丁目１番20号
破産者　小松　和子
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１７３号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野563番地７
破産者　今井　武彦
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
岐阜県揖斐郡池田町白鳥387番地の３
破産者　片岡　義之
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
岐阜県大垣市和合新町１丁目119番地１
フォーラム　ワーゴⅡ　101号
破産者　桂川　　淳
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
滋賀県草津市東草津３丁目10番32号
破産者　礒田　明裕
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
大津市中央１丁目４番18号
破産者　岩坂志げ子
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７４号
京都府八幡市男山石城１番地－Ｂ43－207、前住所大津市石山寺４丁目24番10号100
破産者　山川　時彦
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５７４号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町３丁目50番地
破産者　北爪　公三
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４８６号
和歌山県紀の川市下井阪259番地の１　コモドヴィラⅡ101号室、住民票上の住所和歌山県紀の川市東毛182番地
破産者　前阪　恒好
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３１号
和歌山市善明寺630番地の23、住民票上の住所和歌山市府中330番地の17
破産者　福山　利也
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５８６号
和歌山市宇須２丁目３番９－102号
破産者　脇坂　紘行
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８号
和歌山市杭ノ瀬228番地の９
破産者　宮田　賢一
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５６号
香川県丸亀市西平山町298番地12
破産者　苗田　雄二
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第９５号
長崎県島原市有明町湯江甲331番地１
破産者　竹山　正勝
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
熊本市中央区東子飼町８番52号　コアマンションリヴィエール子飼301号室
破産者　二宮憲一郎
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部